

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング(事業変更許可に伴う変更等(第二種廃棄物埋設施設))(4)」

2. 日時：令和3年8月19日(木) 10時00分～11時35分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、森口管理官補佐、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、大塚安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 近江 理事 埋設事業部長 他14名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門

放射線管理グループ マネジャー

中国電力株式会社 電源事業本部 放射線安全グループ

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書(令和3年7月15日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000107.html

- ・ 令和3年8月17日
「日本原燃(株)廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	登録を開始しました。
0:00:02	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリング或いは3年3月7月15日に申請があったと。
0:00:14	廃棄物埋設施設の保安規定の変更認可申請について、
0:00:18	8月17日に提出いただいた資料をもとにてヒアリングにて事実確認を行うものになりますとまずは規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からスゴウシミズ
0:00:33	WEBから
0:00:36	同コサク。
0:00:37	フジワラ、オオツカマツダ
0:00:44	はい、以上になります。
0:00:46	それでは日本原燃のほうから出席者の紹介をお願いします。
0:00:53	日本原燃埋設事業部のフルタ別紙日本原燃側の出席者をご説明します6ヶ所から埋設事業部のオウミヤマヂ、フルタオオイシ、キムラシミズ口座
0:01:08	サワキマル、ハマナカヨシダ、マエダになります。また東京支社の方から通り阿部クマガイ皆さんからですね、再処理事業部からハヤミ。
0:01:23	膨縮事業部からデマチ、あと電力の方から東北電力の岩崎
0:01:35	関西電力の塙た中国電力のウエムラ後四国電力の布田元になります。以上です。
0:01:47	規制庁回規制庁シミズです。ありがとうございます。それでは資料に載ってこちらから確認を進めさせていただきます。
0:01:57	原子力規制庁のスゴウです。本日の資料につきましては一昨日ですかね提出いただいて事前に見ていますので、こちらからコメントを伝えるということで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:02:20	日本原燃埋設フルタです。お願いします。
0:02:24	原子力規制庁のスゴウでそれではまず、添付資料の1ですね、68分の32ページ。
0:02:33	以降の別紙表2の関係なんですけれども、
0:02:39	単純に日本語的な問題であれなんですけれども、今回修正いただいた後、(6)のセメント系充填剤の収着性のところの受入基準のほうなんですけど、
0:02:55	ちょっと別表2とそれ以降飲む同じところも該当にするんですけれども、若干ちょっと主語がですね、抜けてる感じなので、
0:03:06	セメントを用いて、

0:03:09	放射性廃棄物を固型化する場合は、そのあとに固型化材料が(1)固形化の方法、(1)固型化材料位に示すセメントの値のように、
0:03:25	固型化材料がみたいに主語をちょっと入れていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:03:37	はい。日本原燃埋設の防止ですと承知いたしました。反映いたします。
0:03:43	規制庁の総合性と別表 21
0:03:47	それ以降の別表-2-2 とかの(3)とかもですね、同じように、固型化材料かと入れていただければと思います。
0:03:58	ちょっと添付資料、次行きまして、添付資料の 2 をお願いします。
0:04:06	添付資料 2-
0:04:08	34 分の 26 ページ。
0:04:12	です。
0:04:16	以上等の定義で前回の質疑ヒアリングでの指摘を踏まえて、修正いただいたと思っておりますけれども、
0:04:28	この応答異常なのに、括弧として非常事態と判断されるものを含むというのが入ってるんですけれども、
0:04:37	所 0 入れてる意図をちょっと説明いただいてよろしいですか。
0:04:50	日本原燃埋設のフルタです。ここで記載しているの以上等ということで以上の恐れがあるところから非常時のところまでも含めて、ここでの情報通信連絡手順の整備ですけど安全避難通路にも同様の移譲等ということはなくてきます。
0:05:10	6、全体をカバーできるような両常務がかかるところを全部カバーできるような記載にしているという趣旨でございます。以上です。
0:05:21	規制庁のスゴウです。もう事象の進展と言ったらあれなんですか大きさ的には非常に至る前の段階から非常時になってもし異常値が進展すると。
0:05:39	それよりもひどくなると非常時になるっていうような絵なので非常時まで含めてるっていうそういう理解でよろしいですかね。
0:05:51	日本原燃埋設のフルタです、そういった御理解で結構です。
0:05:56	規制庁のすごい、その場合に、
0:06:02	以上等々っていうふうに
0:06:04	何か定義するのか。
0:06:07	もうなんか非常等々して、
0:06:10	もらって定義を非常並びに非常に至るまでの間に想定される火災及び自然災害等いるっていうふうにしてしまってもいいんじゃないかと思ったんですけれども、
0:06:24	どうでしょうか。

0:06:28	日本原燃埋設のフルタです。もともとここでは主にですね以上をとその恐れがあるというところが含む含めるように記載ということで、その異常の前のところというところから主に対象範囲とするというところの意識がございましたので、
0:06:47	非常灯という形にしたということでございます。ちょっと非常灯であれば、今度逆に異常の恐れがあるといったところのイメージが薄れてくると思っておりますので、定義さえしっかり書いていけば愛情通り会場ではないかと思ってる次第でございます以上です。
0:07:14	規制庁のすごい差の、
0:07:19	定義がしっかりしてれば、確かにいいんですけども、何か
0:07:24	以上が薄れるっていうお話がちょっと
0:07:28	今 1 ちょっとわかりづらいなと思って。
0:07:33	段階的に 2 位、先ほど申し上げた通り以上の前があって、異常があって非常事態になってっていうものであれば、何か非一番上の非常
0:07:47	等にしておいて非常灯そこまでの段階。
0:07:52	に至るまでのものっていうふうにしていくと何か。
0:07:57	単純に全部含まれるような気がするんですけど、そうではないんですかね。
0:08:05	日本原燃埋設のフルタです。おっしゃる通りだと思います。先ほど申し上げました通り、ここは言葉の定義のところをしっかりとかければですね、し非常灯という形にしてですね、あとは経理の方に
0:08:20	以上の恐れがあるところから以上非常という形で読めるように記載すればいいだけと認識してございますので、ちょっとそういった形で文章を修正した方からしたいと思います。以上です。
0:08:36	町コサクで中
0:08:38	今の話元は事業間で記載が違ってるっていうことだったと思うんですけど、現状添付 3 ではどこに書いてあるんですかね。
0:09:25	日本原燃埋設のフルタです。今の画面のほう共有させていただいております。まず最初に出てくるところが通信連絡手順の整備ということで 55 条の 2 のところでございますので、今一番端的な埋設の先ほど御説明した案が書かれております。
0:09:43	再処理後廃棄物管理のところの個目というかアスタリスクが打ってあるところですね、そちらが設計基準事故等という形で書かれているところでございます。以上です。
0:09:57	規制庁コサクですと、このときに、
0:10:03	当埋設でウワー非常時を入れるという話になってますけど、最初李廃棄物管理は、

0:10:14	どうなってるんですけど、この設計基準事故とかがそもそも非常時にあたりってことですか。
0:10:35	はい。
0:10:36	日本原燃再処理事業部のハヤミでございます。
0:10:39	はい。の表現ですね、再処理、それから廃棄物管理につきましてはその文言の表現につきましては、事業許可の整合を図ってこういった設計基準事故等といった表現をさせていただいております。
0:10:54	ただ本すいませんちょっとここでは見えないんですけども、本条文を規定している場所は非常時の措置の一部として整理をしているので、こういった事故が発生しそうな場合には、
0:11:10	その状況によっては非常事態になりうるということで、そこも含めたこういった通信連絡手順ですか、安全避難通路等が使えるように整備をするということで規定をしているものでございます。
0:11:24	以上ですはい規制庁コサクですありがとうございます。
0:11:30	お聞きしたかったことにプラスして次いたいことの関係も御説明いただいたんですけど、
0:11:39	規定している位置を非常時の所を説に記載をされているということで、それはその前段に非常時の手前の異常であったり、その手前の
0:11:54	自然災害防護だったり、
0:11:58	同があってそれを全体的に一体として管理をしたいということで、非常時の最後に通信連絡の関係を規定をされているということでこれまでもお聞きしましたし、今も御説明があったと。
0:12:12	いうところですね。その趣旨をちゃんとこの部分で見えるようにするというのが大事だろうなと思っていてですね、埋設の保安規定の礎だて設立てを
0:12:27	説明して欲しいんですけど。
0:12:30	その関係で、埋設はどういうふうに整理をされたんですけど。
0:12:46	日本原燃埋設一フルタ別紙今回あの追加明日ですね、火災とか自然災害、こちらも来行事の章の頭のところから
0:12:59	頭のところにまず火災あと自然災害入れさせていただいておりますんで、そのあとに異常時の措置ということで記載が従来からの記載がございます。
0:13:14	その次の設備として非常時の措置に係る事前対策といったまで並びがございましてその後ろにですね、55条の2という先ほどお示した形になりますけど、松の全体に関わる形として通信連絡手順の整理、あと安全避難通路、
0:13:31	言った形の条文が全体をカバーする形ということでその後ろについている状況でございます。以上です。

0:13:40	ちょっとコサクです。もうちょっと正確に
0:13:43	安心いただければと思うんですけど、今の御説明三つの設備に分けていて、3段階書きつつ、今の条文はその3段階全部に適用しますということだったと思うんですけど、その理解でいいのかということと、
0:13:58	その3段階の設の名前を
0:14:03	言っていただけますか。
0:14:07	日本原燃の埋設のホールだけです。第9章の非常時等の措置のまず第1節が火災及び自然災害等発生時の体制の整備と
0:14:17	そういった形になりますので、その次の2節が非常時の措置。
0:14:23	第3節が非常時の措置に係る事前対策ということで、ここのサワキ室に連絡手順の整備とかが入ってございますので、その次はですね第4節として非常時における
0:14:38	初期活動というところで説明が書いてございます。
0:14:44	以上です。
0:14:46	はい、規制庁口側ですねそうするとですね、その3節まとめた内容だということ言えば、
0:14:56	経緯としての事業の応益採用念頭に話をしたからこう工事レター注釈になってるんですけど、保安規定の現状の耐火今言われた体系からすると、それを含めて対応しますという表現は、
0:15:13	今の説明の表現を適切に入れることによって対象範囲を明確にするほうが適切じゃないかなと思うんですよ。
0:15:20	その関係でいうと、今ちょっと説明の最初に支障の名前も言われましたけど、非常時等ですよ。その非常時等って何かといえば、
0:15:31	火災及び自然災害等、
0:15:35	2、異常時、
0:15:37	佐藤に入って非常時の三つってということだと理解をしてたんですけどそれでいいですかね。
0:15:46	日本原燃埋設のフルタとして御理解の通りです。
0:15:50	はい、規制庁コサクです。であれば、中国が言ったようにこの場所は非常時等が集合体としては適切に表現をされていて、なぜならば相立でちょっとでもその意図でそういう用語を使っているのだからということで書いていただき、
0:16:07	生野見出は駐車区画のはちょっと変なので、今の場所で注釈を入れて非常時等というのはその3節全体のことでですよ。
0:16:18	いうことを書かれたらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。
0:16:30	日本原燃埋設フルタです。

0:16:34	御助言ありがとうございます。そのようにするほうが適切だというふうに考えて ございます。
0:16:41	はい、規制庁告别もそれで適切に修正しても、ヒアリング資料の修正版を送付 いただければと思います。念のため申し上げますと、50代55条の2の規定とし ては、非常時ではなくて、非常時等、
0:16:58	指定で昼食で非常時等とは加西自然災害、
0:17:06	に異常時、
0:17:08	非常時
0:17:09	いうと、
0:17:10	いうことでよろしいですかね。
0:17:15	原燃埋設のフルタです。こちらの理解と同じでしたありがとうございます。
0:17:21	はい、よろしく願いが規制庁直ですよろしく願いしますやスゴウさんお願い します。
0:17:28	規制庁のスゴウですそれでは、添付資料の次が、次に34分の
0:17:35	32ページをお願いします。
0:17:42	ここで65条で定期的な評価等ということで等入れていただいているんですけれ ども、ちょっとそれは別なんですか、65条の1項ですかね等の
0:17:58	また、
0:17:59	の前で、これ変わってないですけど。
0:18:03	評価の計画を作成しますとでまた以降では
0:18:12	その試験等を行うにあたっての計画を策定しますということで、
0:18:19	その65の1項で1と2項の計画を策定するように読めるんですけど、そうい う理解でよろしいでしょうか。
0:18:35	日本原燃埋設載してございます。その通りでございます。最初のところは定期 的な評価の全体に関する計画を意図しておりまして、また以降のところにつき ましては第1項に関するですね、試験や監視などについての
0:18:52	具体的な計画だろうなすみ分けを考えてございます。
0:18:57	以上です。
0:18:59	規制庁の蘇武です。そのときに、
0:19:03	2、
0:19:06	日工大飯港で規定している特に、特にとか、例えばその2行で、
0:19:13	前項の計画に基づき評価を実施するってなってますけれども、
0:19:20	このような評価を実施って書いてあるんで、前項の一行ね今言った全員全社 の計画に基づいて評価を実施するっていう
0:19:33	ことでよろしいですかね。

0:19:37	日本原燃埋設農地でございます。その御認識の通りと思っております。構台事項は、またなくてさのところの計画に従って
0:19:50	評価するという内容となっております。
0:19:54	はい、規制庁のスゴウですね。なのでその要は遠い第1項に2行の計画があるんですけど、2項以降の
0:20:04	規定してるのは多分今回加えた都市圏等の計画のことではなくて、表の計画のことについてしか
0:20:16	規定されてないのかなと思ってますので、今のままだと一考のどっちの計画なのかがよいようにはちょっと読めないということで、
0:20:31	当社の試験等の計画、
0:20:37	2続いて、一方で、同じようにさだ今の通り定めるのであれば、2項以降どっちの計画なのかをはっきりさせるもしくは投資検討の計画については一向に含めずに、
0:20:52	例えばねえと別の高にして試験は明日の計画を定めるなりの、ちょっとここは工夫が必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:21:14	日本原燃埋設のしてございます。承知いたしました。ちょっと記載が何を指しているか第2項の計画が何を指しているのかという所町やしっかり検討したいと思いますが、その後主旨がわかるんですね。
0:21:31	修正を検討したいと思います。以上です。
0:21:36	規制庁の総和性と、
0:21:38	その時にですね、
0:21:41	当評価の計画については
0:21:49	評価の結果をつくって評価を実施して、
0:21:53	そのあとに日を
0:21:57	また、
0:22:00	実施して評価して、
0:22:03	またそのアクションしてみたいな一応PDCAみたいのが65条の中で一連の定められてると思ってるんですけども、
0:22:15	試験の計画についても、そのチェックアクションっていうようなものをご定義する必要はあるんじゃないかと思うんですが、そこについてはいかがでしょうか。
0:22:38	日本原燃埋設の方をしてございます。
0:22:42	そのPDCAが回るあの試験等についても回るように、表現検討したいと思いません。

0:22:53	一応コサクです。ヒアリングも大分重ねてきていてですね、電力の方も同席されてると思うんですけど、あんまり時間かけてもしょうがないと思うんですけど。
0:23:07	どう考えてるのか。考え直す考えますじゃなくて、何か言ってもらえませんかね。
0:23:17	日本原燃埋設をしてございます。すいませんでした。まず
0:23:23	私のイメージでございすが一番体制の計画のすみ分けのところにつきましては、またのところの、その計画について、
0:23:35	ぜひ世間に換算試験、両括弧 1 り定める試験の試験計画、
0:23:44	というような名称で変更したいと考えますので、す。
0:23:52	またのところに書くの各ところとして、さらに追加としまして以下の試験について測定し、
0:24:07	何とか
0:24:11	測定評価性必要な措置があれば追加で講じる等の適切な文言をさらに価格ということで、まず第 1 項のところでは知見のPDCAが回りますと、
0:24:26	いうことを示した上で、定期的な評価の全体のPDCAは第 2 項以降のところ
0:24:35	定期というようなすみ分けをしたいと考えています。以上です。
0:24:43	規制庁補足です。まず今の御理解をご理解っていうか考えていることを御説明いただきましたけども、そもそも第 1 項に試験の計画を変えた理由は何ですか。
0:25:01	さらにそこに実施のことまで書いちゃって、従来ここ計画だけだったのに、
0:25:08	いうことがあってバランスが崩れているような気がするんですけど、なぜここに入れたんでしょうか。
0:25:21	日本原燃埋設をしてございます。
0:25:26	ことって、
0:25:30	供試体を使って行う試験の実施
0:25:34	は、目的がこの監視をさることながら、定期的な評価に使うというところがございまして、
0:25:44	はい。
0:25:45	試験の実施に伴って当然必要な措置、その結果を評価して必要な措置があれば基礎の資金計画見直ししていくというところがあると考えましたので、これもまた綺麗
0:26:02	いろいろppmのところまでかけていませんが、そういう趣旨でも必要であろうと考えて、この 65 条のところに記載して御いたしました。以上です。

0:26:15	規制庁コサクです。65条に定めること自体はそんなに議論ないんですけど、65条の第1項に1万、その真ん中に合意に入れ込むということが理解できないということを申し上げていて、例えばですよ。
0:26:31	この2行をとりあえず第1項から抜いて第2項としてこれを変えて、
0:26:38	従来の第2項以降を一つずつずらすと。
0:26:42	いう発想はないんですかね。
0:26:46	日本原燃埋設のフルタです。今しがたのオオイシからちょっとイメージ話させていただきましたが今コサクさんのご意見も踏まえまして、私は考えているところといたしましてはおっしゃった通りちょっと今、1項の中にですね全体のPDC A、あと、
0:27:02	その中にですね無理やりの評価のところの、先ほどPDCAを書くと言いましたけどそういった中身が突っ込んであるので、こう分けてですね一向に全体の計画の話で従来記載のPDCAの部分が今規定されている通り書いてあると。
0:27:21	その一考の後ぐらいにですねその評価の計画と言った形で評価の中身の計画ということでですねちょっとこう分けてですね。見やすくしたいと思っております。以上です。
0:27:35	はい、規制庁憶測ですねその上でちょっと確認なんですけど、第1項で言っている計画はこの死刑新たに定める試験の計画の定めるタイミングっていうのは、
0:27:54	どうなるのかなっていうとこなんです、系統、
0:27:59	具体的に
0:28:01	評価をスルー計画ってなると、10年後とかですね、のタイミングでやるのかもしれないんですけど。
0:28:12	この試験の計画を立てるにあたっては評価としてこういうインプットをやってというような計画がないと定められないかなっていう気もしていて、ちょっと具体的な評価の計画等10年かけての計画とかっていうのがちょっとイメージがまだ私自身はいけないんですけど、どういう整理をされてますでしょうか。
0:28:37	すいません少々お待ちください。
0:28:55	日本原燃のコザワでございます。
0:29:00	まず定期的な評価全体の計画等、先ほどフルタからも言いましたように、
0:29:08	いわゆる試験の計画は分けて記載しますんで、
0:29:13	的な評価自体はですね、もうすでに
0:29:17	一度実施した経験もございますし、10年ごとに、当然
0:29:25	計画を立てて評価を行いますで試験自体試験のほうは、
0:29:31	実際その試験を行うのはですね副どう

0:29:35	した後、に行いますので、そのタイミングで計画を立てて、
0:29:41	必要に応じてそのPDCAをまわして活動もクソ試験の結果等を踏まえて、PD CAをまわしていくということになりますので、少し
0:29:50	計画のもうん。
0:29:53	タイミングですとか阿多てるタイミング等がですね、異なりますので、それはき ちんと先ほどという章立て分けて整理するというので、
0:30:01	書き分けてしたいというふうに思います。以上ハバサキせ規制庁コサクですす いませんちょっと質問が悪かったかと思うんですけど、具体的に評価をするタ イミングでどういう体制、具体的な体制でいつ、誰が何をっていうようなことを 計画立てるっていうのは直前だと思うんですけど。
0:30:25	そうではなくて、来負債プラントのライフサイクルを考えたところで全体としてど うやっていこうかというような計画であれば、すでに建てているっていうことが あってもいいような気がしていつ、
0:30:40	図書の関係で言うと、定期的な評価に関する要領類を定めるっていうのはもう 定めていて、その中で具体的にいつ評価をしましょうかみたいなどの計画 はその都度定めると。
0:30:57	後藤かなと思ってるんですけど。
0:31:03	ここで言ってる計画がその校舎側っていうことですか目
0:31:08	前者の部分はどうなってるかっていうところを説明いただけますか。
0:31:29	日本原燃のコザワでございます少々お待ちください。
0:32:32	日本原燃のコザワでございます。
0:32:34	定期的な評価、全体の大きい計画といいますか前回の計画につきましては、 基本的には法律に従いまして 10 年に一度をやるということで、こちらは前回 やったのが 2010、
0:32:51	ちょっと 14 年とかちゅう 6 年ぐらいだったと思いますけどそれそのあと 10 年 後に行うというざくとした計画がございまして保安規定で定めております。計 画というのはその 10 年に一度やる時の具体的な、もう少しブレイクした計画 を立てると。
0:33:09	いうことで、
0:33:12	じゃあかという、保安規定で定めているのは 10 年に一度やる定期的な評価 を具体の計画を定めるということを明示して記載してございます。
0:33:24	以上でございます。
0:33:26	規制庁コサクですけども質問は、じゃあ前者はどこにいつてるんだっていうこと をお聞きしたんですけど。
0:33:34	それを確認するのに少し時間がかかったのかなと思ったんですが、回答なく、

0:33:38	なくてちょっとびっくりしてるんですけど、どうなってます。
0:33:51	すいません少々お待ちください。
0:34:38	はい。
0:34:40	日本原燃埋設のハマナカでございます。今の定期的な現状の定期的な評価の計画は法律に基づく10年を超えない期間ごとに従ってこの定期的な評価に関する要領を定めておましてその中で同じような表現で10年を超えない期間ごとに計画すると書いてございます。
0:35:00	なので現状としましては前回、10年を超えない期間ごとに1度目の評価をやっているんですけども、そのときに、計画書をその要領に基づいて作りまして評価をして報告書を挙げております。でその報告書の中で、じゃあ、今評価者期間はここからここまでのので、
0:35:18	次回の評価は
0:35:21	2000何年とかの予定ですということを書いておまして、その時期がきたら、その数年ぐらい前から2年ぐらいですかね、の目安で次の評価について、評価の計画について計画をタカナシとオオオカの計画を立てて、その時点で、じゃあ具体的に何をするというのを決めていて、
0:35:40	決めていって、実施するという予定でおりました。
0:35:46	はい、規制庁コサクです。そうだと思ってテーマだから私質問のときにもう答えやすいように要領で定めていると思うんですけどということを申し上げました。それガス定まっているのはどこかという、
0:36:02	この条文じゃなくて、QMSなり何なりは定められている最初のほうの条文で対応してるってことかなと思うんですけどその理解でいいですか。
0:36:20	ここで、
0:36:22	日本原燃埋設のハマナカでございます。おっしゃる通りで品質保証に関する第6条のところにつけております表1で関連条文とそれを受けている文章書いてございます。定期的な評価につきましてもその中で、
0:36:43	第65条に対応したのものとしては、廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領ということで定めておりますのますのでこれが該当いたします。
0:36:55	はい、規制庁コサクですねその容量をの
0:37:00	定める。
0:37:02	プロセスとしては誰が定めて誰が承認するとかってというのはどうなってますか。
0:37:14	日本原燃のハマナカでございます。今の御質問は、その要領を定めるのはないかという御質問でよろしかったですか。はい。

0:37:24	はい、要領は技術課長が作成して事業部長が制定するということになっております。
0:37:32	規制庁制定っていう用語になっているわけですね。
0:37:38	あと手続き上は承認になります。規制庁コサクです。わかりました。そうすると
0:37:46	容量の条文は前のほうですけど、定める。
0:37:53	レベル感でいうと、第 65 条の個別の計画のところと同じで、課長が、
0:38:00	作成をして部長が承認すると事業部長が承認するということで、同じ
0:38:08	レベル感だということですね。
0:38:11	日本原燃のハマナカでその通りでございます。
0:38:15	はい、規制庁の古作です。わかりました。そういうところで大きな計画を個別の具体的な計画というところで 65 条に書いてあることを踏まえて対応されると、その計画とは
0:38:32	また時実計タイミングも違うので試験の計画っていうのも個別に建てますと、
0:38:40	いうことで第 2 項で定めるように変えていかれると。
0:38:44	いうことですけど、その時にですね、先ほどスゴウからPDCAの話しましたけど、定期的な評価ということ自体がそもそもPDCAを回そうという出身もあるので、
0:38:59	それで 2、現状の 2 項 3 項 4 項と続いて 2 校で実施を
0:39:08	3 項を実施の関係で 4 項もまじっ指針の関係での書類関係も整理をしようと。
0:39:18	いうことで第 5 項が超過改善と。
0:39:26	いうことに繋がっています。改善の話がずっと続いて層序関係の整理の方とかあって発行で諮問し、確認というプロセスまで定まっているということ等ですけど。
0:39:42	その 1 発である試験について、同レベルで定める必要はないと思うんです。
0:39:50	ですけど、それがあって、最初の回答としても、
0:39:56	一つの文章の中に変えていきたいというふうに言われたんだと思うんですけど、一方で、保安規定で書いてある核活動、
0:40:06	について、計法定めて実施しますというようなことを幾つか書いてあると思うんですけど。
0:40:13	その上部に全部PDCAが書いてあるかどうかというところでもないと思うんですよね。
0:40:21	そのあたりをどこまで書くかと思うかということなんですけど。
0:40:27	例えば今回入れられる、火災防護系の話っていうのは確かPDCA改定。
0:40:37	あるんじゃないかなあと。
0:40:42	思うんですけど。

0:40:45	これ今の
0:40:47	添付の2であれば、28ページのところで、
0:40:54	第4項で評価改善とありますけれども、
0:41:02	一方で、それより前に書いてある個別の業務の中ではあんまり評価改善というの書いてなくて、何かっていうとおそらく、
0:41:16	あとQMSの規定の中でのPDCAで対応すると。
0:41:22	ということなんじゃないかなと思って。
0:41:25	いるんですが、本件についてはどっちの対応が望ましいと思うかというところの考え方。
0:41:33	基本的なお考えが今整理されていけば教えていただきたいんですけど。
0:41:40	日本原燃埋設のフルタです。おっしゃる通り例えば社内手順に従って実施するような細かなPDCAは一般的なPCについては6条のほうの品証のところQM Sのところ書かれていると認識してまして、
0:41:57	ただ先ほどご説明した65条、こちらは10年を超えない範囲であるということとして定期的な評価というふうな形で特に埋設ではですね、その後の保全に結びつくところも記載として
0:42:16	法令等はまた審査基準と言ったところで記載されていることもございまして、4、もとの条文くださされていることも踏まえてここにはしっかり頼むPTCをまず個別の条文として書くことが必要と考えてます。
0:42:33	あと今回の火災等自然災害についても体制の整備書かせていただけてますけど、こちらでもですね、
0:42:41	審査基準、席順想定事象がないということではありますけど達成率に倣ってですねしっかり以上に至る前の前超えた自然災害であったりとか火災であったりということも含めてですねしっかり厳しいをまわして、教育だとか資機材とかそういったところも含めてちゃんと。
0:43:00	以前に整理していくというところで大事なところでございますので、しっかりここはもう条文も含めて厳しい価格というふうなことで考えておりました。以上です。
0:43:12	規制庁個別でその上でこの試験計画っていうのはどのレベルのものと思って同規定をしたほうが良いと思われませんか。
0:43:35	少々お待ちください。
0:44:02	はい。
0:44:04	日本原燃埋設のフルタです。
0:44:09	65条の低角の

0:44:13	10年ごとの計画っていうのは今の規定の記載通りで中身の評価の計画につきましては、
0:44:22	ちょっと細かい中身書くつもりはございませんけど、計画を立てて評価して実施するといったワードのみを入れるような形で今考えてます。ちょっと質問の御趣旨と合ってるかどうかちょっとよくわからなかったんですけど、よろしく願いします。
0:44:39	規制庁コサクですかってないですね、規定ぶりをどうするか以前にそもそもどういう位置付けの活動だと思いますかっていうことで、先ほど定期的な評価だったり、
0:44:55	火災防護体制なりっていうのは大きな話として
0:45:03	QMS規定でのPDCAに加えてというか特記してというか、条文としてもしっかり書いていくと。
0:45:12	いうフェーズのものだということが説明ありましたけど、一方で、それ以外の保安活動、ここの保安活動として書いてある保安規定での指摘事項については、QMSの中で改善をしていくと。
0:45:27	言われていたと。
0:45:29	ということなんですけど、この試験計画個別のこの試験についても、大きな話と持っているということなのか、小さな話とってるのかどちらですか。
0:45:42	日本原燃埋設のフルタです。65条の定期的な評価の中身として重要なところであると思ってますので、しっかり書くべきと思っております。以上です。
0:45:54	別記生徒こそ個別しっかり確保であれば、
0:45:58	その後任に全部書くということはちぐはぐで現状の2項から8項でしたかね、に
0:46:10	同じように変えていくということが必要な気がするんですけど、何で対応違うんですかね。
0:46:18	日本原燃埋設のフルタリスクすいません説明が悪かったり3の65条の中に書きますが、その全体の計画にすでに規定の中で書いてあるその10年ごとの計画のPDCAのレベルに比べると、
0:46:35	そこまで具体的にPDCAを書く必要がないということで、
0:46:42	思っております。すいません。説明が終わる形について督促で防ぐけどそうするとカテゴリを一つふやすということになるんですけどそんなに保安規定複雑にしますか。
0:46:56	日本原燃埋設のフルタとイメージが共有できて内容をですが、
0:47:02	2項の中に新しくこうもう決定事項の中に先ほどのまた書きで無理やり押し込んでいたところの記載をお特出しして書いてその中に

0:47:19	評価改善するといった形も規制庁コサクですけど、そういう記載方針は理解して ますけど、それが複雑だって言ってるんですよ。文章が複雑でなくて、
0:47:32	PDCAの表現の仕方っていうのの保安規定の体系が複雑だと言っていて、
0:47:39	現状の
0:47:42	定期的な評価なり火災防護なりといったところにPDCAが書いてあること自体 がQMSでもPDCA書いてあったのについていうことで二重になって複雑なんで すよ。
0:47:56	それをさらにもう一つカテゴリーをつかって、
0:48:00	西岡区と言われていて他の条文どうすんだと。
0:48:05	いうこと等に話が発生していくんですけど。
0:48:09	日本原燃問題を認識した上でしゃべってますか。
0:48:13	日本原燃埋設のフルタです。誤開ご意見のちょっと誤解しておりまして説明が 悪かったと思ってます。
0:48:21	まず 65 条について言いますと、規定の全体といいますか 10 年ごとのPDCA の計画については今の通り記載しますので、2 項のほうの 2 個ケア新しく追加 する。設けると説明したところの評価の具体的な
0:48:37	PDCAについては、
0:48:42	評価の項目みたいなのは今また書き、もうようところで記載するとして一 方ランクが落ちると言ったらあれですけど全体のPDCAに対してランク落ちる ということもありますので、その辺は細かいところは社内規定内で整理して、
0:48:59	いくという形で大きなところの計画だけしっかり書いて、その間、細かなと言っ たらあれですけど中身の評価のところは社内規定に細かいところを呈して対 応するという形にしたいと思えます。
0:49:14	規制庁コサクです。具体的には社内規定だと思うんですけど、基本は 65 条も 含めてきて
0:49:23	QMSの規定はかかっていますね。
0:49:27	なので、ここでの計画なり、試験の管理ということもQMSとしては必要にあれば 改善をしていくということだと思うので、
0:49:47	まずはそれそういうその認識で今社内規定をさせて管理をするようにしますと 言われたと思っていいですかね。
0:50:00	日本原燃埋設のフルタです。その通りで認識してございます。
0:50:06	はい、規制庁コサクです。そういうことで理解をし、まずQMSの体系で、
0:50:15	PDCA回すというものとして、保安規定でその活動が明確にされると。
0:50:22	いうことで理解をしました。その上で、この試験項目がいいか悪いかみたいな ところっていうのは、定期的な評価の中で、

0:50:36	もう議論されて今後こういう視点をしていこうという
0:50:42	今で言うと
0:50:47	どうぞ。
0:50:48	どうですかね。
0:50:52	4 項、
0:50:55	あたりでのそっちに含まれたり、その上で改善をする云々でつなげたりといったことのパーツになって新第 2 項での活動にフィードバックはかかり、
0:51:11	改めて試験計画を立てて実施していくと。
0:51:16	いうこともあるかなっていう気はするけど一応そういう、そういうことも、
0:51:22	三つ短いスパンで言えば、QMS 規程の中での PDCA で寿司大きなスパンでは第 4 項第 5 項といったようなところで対応をされるという理解でいいですか。
0:51:37	日本原燃埋設のフルタです。同様の理解をしております。
0:51:43	はい、規制庁プラクティスわかりました。そうであれば、やはり
0:51:47	第 2 項の中で変えていくとですね 231030 になっちゃうので、よくないかなと思いますんで、今の理解の中でしっかりと管理をしていただければと思います。
0:52:01	待とう一対やはりあれですよね計画して実施していくんだってことは明示をしておいたほうがいいだろうってことで、今の 2 行、また書きに書いてある 2 行分を第 2 項として、
0:52:16	入れるって管理そのまま入れる移していき、静定するという感じで今思っておられるってことですか。日本原燃埋設のあり方です。そういった認識をしております。
0:52:30	規制庁コサクですわかりましたねそうするとですね、今事業部長の承認っていうのは書いてあるんですけど、作成者が書かれてないんですけど、これも埋設技術課長でよろしいですか。
0:52:53	日本原燃埋設のフルタリストの手法は、もちろん明確にいたします。
0:52:58	グッチ、
0:53:00	どなた高いっていただければ。
0:53:03	えーとですね。
0:53:05	全体の定期的な評価の計画の中に関連する課長が登場いたしますので、ちょっと各課長という形になるというふうに今考えております。
0:53:20	規制庁コサクです。今の記載ぶりはさておき、事実関係として、
0:53:28	各課長っていうのは具体的にあれですかね。
0:53:34	具体的な測定項目測定頻度等を含む計画と言った時の測定項目云々っていうのは、

0:53:45	ファックス。
0:53:47	1 から(3)。
0:53:50	で書いてあるものをそれぞれで実施者が違うってことですか。
0:54:11	日本原燃埋設のホルダーです。ここの評価とか測定といったところ、Howここの一義的に取りまとめといいますか、やるのは、開発設計部長という職位がございましてそうなりますけど、そちらから当然必要な
0:54:29	RIS実際の対応といったところがですね各部所長に展開されるという形も考えられますので、そういったところですねスゴウとしてですね、
0:54:42	それに合ったところ、オウミがスゴウになって対応するという形になります。
0:54:47	何のデータはしません。ちょっと明確にしたいんですけど、試験を実施した規制庁コサクです。あの試験を実施する人を聞いているのではなくて、新たな第2項で主語にする人を聞いていて、そうすると計画を定める人は誰ですかという。
0:55:07	ことなんですけど。
0:55:10	その計画も複数定めるってことなのか。
0:55:14	そこら辺の状況が逆にちょっとよくわからなくなったんですけど、具体的に説明いただけますか。
0:55:23	すいません少々お待ちください。
0:56:34	日本原燃埋設のフルタです。お待たせいたしました。今の条文で65条の頭の主語埋設技術課長等は書いてあってそのままと繋がっている通りですね、ここについても埋設技術課長というところで主語になると考えてございます。以上です。
0:56:54	はい、既設憶測ですそうだと思ってました。なので、技術課長が全体としての試験計画を立ててその計画の中で具体的に試験するのはどこ課長のもとでどうこうと書いてあって、作業自体はその計画に従ってということで作られるって理解でいいですかね。
0:57:15	はい。
0:57:16	日本原燃埋設フルタレス御理解の通りです。
0:57:20	はい。規制とブロックですわかりました。それであればそういう形で第2第2項で書いていただいてと思うんですけど。
0:57:29	その時に今最新知見を得るために試験等を行うにあたっては、その具体的なっていうので。どうい。
0:57:38	試験測定をするかっていうこと自体はあんまり書いてないんですけど。
0:57:45	一方で第1項で(1)(2)(3)とあって、その関係性はどうか考えられていますか。
0:58:01	日本原燃埋設載してございます。

0:58:05	具体的な実施としては、確かに量各医療関係(3)のところでございますが、両括弧2の現地試験を
0:58:15	本当に手順に落としてどうやるかというところまでは定めていないと思っております、そういう
0:58:24	いざやるときにどうやるべきなのかというところの具体的な測定項目や測定頻度というのは、これから定めていくと静聴コサクです。すみません質問がちょっと理解していただけなかったのもう一度言い直しますけど。
0:58:41	第1項では第1(1)(2)(3)という形で測定項目は測定する内容は、
0:58:54	明確に書かれています。一方で、新第2項は何も書いていないということになるんですけど。
0:59:02	具体的にはですね。
0:59:04	それはどう思えばいいかということで第1項で規定している事項が読み解けるように、
0:59:13	しているというつもりで今最新知見を得るためについて書いているのか。
0:59:21	どうかということなんですけど。
0:59:27	どういう位置付でここ書かれていて、今第1項で色はあと書か例題に家(1)で色は、
0:59:36	ではあり(2)があり過去3割と見ているときにそのことは陳第2項で対応しますよということはどう読めるようにしているつもりですか。
0:59:54	日本原燃埋設のフルタです。そこの治験の話ですね、第1項の(1)いいの。
1:00:05	に対してのつつ検討よという、いう形で読めるように
1:00:12	一方、
1:00:13	2項を日シミズけると言ったらあれですけどそういった形で今条文を修正しようと考えてございます。
1:00:22	きちっとコサクです。呼び込みをしても構わないんですけど、現状書かれているのは、この(1)(2)(3)だけではなくてそれ以外にもうあるのであれば、同じように計画。
1:00:39	同じようにとかその枠の中で計画の中に入れて1回として管理をしていくという意味合いも
1:00:47	あるのかなという気もしたんですけどそのあたりはどうなんですかね。
1:00:51	日本原燃埋設のフルタです。そ同じ認識でございます。以上です。
1:00:57	規制庁コサクです。わかりました。であればあれですねこの最新の知見を得るためにという言葉が第1項のその次の各号に定めるといった、
1:01:09	定員いる次の最新の知見を踏まえてというところにかかっていると。
1:01:17	ということは明確にしていたとあって、そうするとあれですよ。

1:01:25	なんか今の次の事項に定めた次の各号に定める最新の知見を踏まえてだと、それ以外の知見が、
1:01:35	この文章では見えなくて、踏まえてなのでそれ以外も
1:01:40	久米君に言うことかもしれないんですけど、そのニュアンスが
1:01:48	等を
1:01:49	読めるかっていうところもある気がしますけど、
1:01:54	いう認識でいいですかね。
1:01:57	日本原燃埋設のフルタです。認識は先ほどおっしゃった通りなので、書き方としては(1)から(4)ですね。一方ののほか、必要な知見について。
1:02:12	というふうな形で記載してその他がちゃんと読めるように今考えているところがございます。以上です。
1:02:27	規制庁特別今言われたのは第1項の部分ですかそれとも新たな第2項の部分ですか。
1:02:40	日本原燃埋設フルタリースの新たな起こすといったほうのところ
1:02:45	考えてございます。
1:02:47	規制庁不足ですってそうするとそのプラスアルファの部分っていうのは第1項ではどういうふうに読むかっていうと、
1:02:55	この踏まえてというところではなく、
1:03:01	案に読んでいくってということになるんですか。
1:03:18	日本原燃埋設のフルタです。今新たに日興といった形で追加することを言ってますのそこに今の一考の括弧1から4とその他和山必要な知見といいますかそういったところ、その他が読めるようにすると。
1:03:36	そうすると第1項のほうがいいまま次の各号に定める最新の知見を踏まえてということになるのでそのその他の部分も含めて、当然読めるという形のオオオカに増えるかなというふうに今考えております。以上です。
1:03:51	規制庁コサクですけど、今の文章だと、設計第二期構想工夫されるのであればバランスが崩れるなと思っていて、
1:04:00	第2項工夫されるんだったら、次の各号に定める事項、その他の
1:04:07	最新の知見を踏まえてぐらいに
1:04:10	されればプラスアルファ無もう含めてということ。
1:04:15	は明確になって第1項と第2項の平仄が合うんじゃないかなと思います。
1:04:21	日本との対比整理をしていただければと思います。はい、日本原燃埋設のフルタbスゴウ助言ありがとうございます。
1:04:29	そういった認識で条文、見直そうと思います。以上です。
1:04:35	はい、規制庁、古作です。よろしく申し上げますスゴウ3を開始します。

1:04:40	はい。
1:04:41	規制庁のスゴウですそれでは、
1:04:44	ソニーに進みたいと思います添付資料 3 のほうをお願いします。
1:04:54	当添付資料 3-6 ページです。
1:05:04	ちょっと前回もう少し議論になったの区域区分の状況の表示について、
1:05:11	前回までは 38 条側に定めるってということ等で説明もそれに従って説明されてたと思ったんですけど、改めてこれ 46 条側にきいてしようとし、
1:05:29	今回はそういうふうな案を御提示いただいているんですけどこの理由をちょっと説明いただいてよろしいですか。
1:05:39	日本原燃埋設のフルタです。前回 38 条というところに抄地盤の主催をしておりましたのでそのときにいただいたというかご意見いただいたのが
1:05:56	測定結果を踏まえてという区域区分というふうに繋がるのではないかという御質問を受けまして、マエダの方から管理区域の設定区域区分も含めてですけどそういったものは測定、
1:06:14	必ずしも測定するというわけじゃなくてそういった恐れがあるケースも含めて、事前に測定によらず設定するといったところが出資を答えさせていただいたかと思えます。一方で測定結果ああ、まあ管理区域の設定基準の陸域部の設定の考え方がございますので、
1:06:34	それについては当然、こういった値いいほう基準にするというものがございませので、ちょっと考え方を改めまして、46 条側の線量当量等の測定、
1:06:47	。
1:06:49	Lに対して今回を及びですもともと 38 条に書いてたとの区域区分の表示っていうところをですね、もうまとめてセット物として記載したという趣旨でございます。以上です。
1:07:04	規制庁のスゴウですね、ちょっとすいません私の理解は今ちょっとできなかったんですけど区域区分の比人状況については、
1:07:16	前回、この線量とか、線量当量等を
1:07:22	測定をするんじゃないかと、あらかじめ定めているのでみたいな説明があったと思うんですけども、
1:07:30	Plus前回それぞれとオウミ 2p右非密封の状態を取り扱うっていうのを踏まえて、
1:07:40	結局
1:07:42	線量当量等も

1:07:45	<p>話した上で、区域区分の状況というのを表示するっていうこともあるんで46条側でkAと規定しましたっていうそういうような今御説明だったという理解でよろしいですか。</p>
1:08:28	<p>日本原燃埋設流れたりす少々お待ちください。</p>
1:08:34	<p>。</p>
1:09:06	<p>日本原燃埋設のフルタです</p>
1:09:09	<p>お待たせしました。スゴウさんのおっしゃる理解で結構です。はい。</p>
1:09:16	<p>規制庁のスゴウ移送すると整合性等のところに、</p>
1:09:23	<p>記載されてる</p>
1:09:25	<p>一致23段落目ですかね、その埋設施設でワーツとあって、非密封の状態を取り扱う可能性のある場合に、区域区分を変更する運用のためでありますけれども、</p>
1:09:41	<p>当庫の区域区分を変更する。</p>
1:09:44	<p>には、一度その区域区分の線量当量等をきちんとそのまま測定した上で変更するっていうそういう運用をされる済まされるとかしているっていうことでよろしいですかね。</p>
1:10:04	<p>。</p>
1:10:10	<p>日本原燃埋設のフルタです。ケースとしては事前にその想定されるケースもありますので、測定する前に設定するケースもございます。当然測定して、</p>
1:10:25	<p>そういう結果であれば当然その通りでございますがそういった</p>
1:10:30	<p>ケースもございますということです。以上です。</p>
1:10:36	<p>規制庁のスゴウです</p>
1:10:38	<p>ちょっとその確認したかったのは、今回その46条で線量当量等の測定について規定するところなので、</p>
1:10:50	<p>今その整合性のところで説明されてるものっていうのがその測定との関係がちょっと</p>
1:10:58	<p>わからなくてですねえんでちょっと聞いたんですけど、</p>
1:11:03	<p>委員万の</p>
1:11:06	<p>フルタさんの御説明だとする。なんかあんまり、</p>
1:11:11	<p>そういうときもあるかもしれないけど、</p>
1:11:13	<p>あんまり何か例すごいレアケースみたいにも聞こえたんですが、実際はあまりしないんですがその測定っていうのはするんであれば、きちんとちょっと測定の観点から整合性をちょっと述べていただきたいなと思ってまして、今ちょっと御説明いただくこと可能でしょうか。</p>

1:11:39	日本原燃埋設のフルタです。通常の作業の状況とかですねそういったところを踏まえてですね
1:11:47	その現場の状況は変わりますので、そういった設定の基準に到達する恐れがあるということで、事前に当然設定はします。当然管理区域設定します。当定期的な測定みたいなどころはございますので、
1:12:04	そういった中で区域区分の変更の必要性が生じた場合には当然そういった測定結果を用いて判断するものと思います。
1:12:19	規制庁のすごい数あらかじめ当非密封の状態は使うときには区域区分変更を必要であればあらかじめするんだけども洞道その作業状況とか、ああも踏まえて、
1:12:35	区域区分の線量当量等は定期的にはかたりしてその結果、
1:12:42	区域区分、また変更する必要があるれば変更していくと。
1:12:49	いう理解でよろしいんでしょうか。
1:13:03	日本原燃日本原燃埋設のフルタです。まず今言っていたいた御理解で結構ですねちょっと今整合性等の記載が、そういったところで不十分な記載になっているかもしれませんので、ちょっとそこを充実したいと思います。
1:13:21	規制庁の蘇武はい。
1:13:22	ちょっと整合性のトーンで今記載されているのは、前回のヒアリングで 38 条側で
1:13:30	こういうようなのでっていうのを御説明された内容かなと思ってるので、ちょっと今説明いただきましたけど、このまま線量当量の測定 46 条側で規定するんであれば、
1:13:46	測定との観点でですね、きちんとちょっと整合性っていうのを記載していただければと思います。
1:14:04	今日のスゴウです。今の 46 条の関係で、ほ他よろしいですか。
1:14:13	規制庁コサクです。
1:14:19	添付の 3 でいうと、事業間で規定する場所は同じになっているけれども、第 38 条に定める管理区域の区分の状況っていうのが、
1:14:34	他事業とは異なって追加されていると。
1:14:39	いう理解でいいですかね。
1:14:48	日本原燃埋設のフルタです。今おっしゃったことはその通りでございます。以上です。
1:14:53	はい。規制庁コサク別で、それはなぜかということ
1:15:00	許可で許可本文で書いているからということだと思んですけど、改めて念のため確認ですけど、添付して、1-22 ページにその部分がありますけど。

1:15:14	なんでここで他事業とは異なり、ここに区域区分の話を書いて、
1:15:19	のかっていう理由は何でしたっけ。
1:15:34	すいません少々お待ちください。
1:16:34	日本原燃埋設のフルタベースレーション伝わってきたとTEMPさんの方のところの間違いというところといたしまして、埋設ではですねの区域区分の操業の状況によってかぶると。
1:16:52	いうところもあってしっかりその表示区域区分の状況が表示というところをですね、許可の段階から来
1:17:01	期待しているという意味合いでございます。
1:17:04	一歩再処理とかですねそういったところにつきましては
1:17:10	価格としっかりされている部屋の中といったところであんまり区域区分の状況というのには変更があまりないものですから、そういった違いがあって、埋設でわざわざ、わざわざといいますか細かくといったその辺の重畳時の話も書いてあるといったことでございます以上です。
1:17:29	規制庁コサクです。起こりもしたも相当そういう趣旨で言うと、今整合性の資料3のほうでの整合性に
1:17:41	書いていただいて、
1:17:45	20、MW理由が何となく理解できるようになってきたんですけど、
1:18:06	。
1:18:12	ちょっと代わりですね整合性の第一文が今私が確認したこの部分が違うんですよねっていうことが書かれていて、
1:18:20	その次、第2分、その段落の大部分は同じでありますよっていうことが書かれていて、
1:18:28	なお書きは違ってる部分の説明になっているっていう印象になっているのでちょっとわかりにくいんで、そこは整理していただいて、こういうところは一緒ですよここ違いますよと、違う理由はこうですよというふうにしていただければと思うんですけど。
1:18:48	それで、違う理由のところ、
1:18:54	ろうはまあ或いは違う理由なり、ここで書く理由みたいなことをもう少しわかりやすくまとめていかれるっていうことで、先ほどお話があったと思えばいいですか。
1:19:12	日本原燃埋設のフルタです。
1:19:16	その理解で結構でございます。
1:19:20	はい、規制庁です。わかりました。私から以上です。

1:19:26	規制庁のスゴウです。あたしカラーの本日のコメント以上ですが、人その他コメントありましたらお願いします。
1:19:43	規制庁のスゴウでよろしいでしょうか。
1:19:47	とうぎん原燃の方から何かありますでしょうか。
1:19:59	日本原燃埋設の法律家です。こちらからの確認事項は以上になります。
1:20:06	規制庁のスゴウです。
1:20:08	それでは本日通のコメントの振り返りを原燃からお願いします。
1:20:18	はい。日本原燃東京支社のクマガイです。本日いただいたコメントについて確認させていただきたいと思います。
1:20:26	まず 1 点目、添付資料 1 につきまして別表について、(6)のセメント系経営の受入基準について、主語を固型化材料がというふうに明確化線というものです。
1:20:42	別表 2-2 についても同じでございます。
1:20:46	それから 2 点目になりますけれども、添付資料の 2-2 ですが、異常等というふうに書いてますけれども、非常灯にしたということで、非常とそれに至る段階も含めて、定義を。
1:21:04	明確にするということでございます。
1:21:08	それから、議論が集中したのは、
1:21:13	定期的な評価に関するものでございまして、条文の構成ですとか、条文の見直しについて、求めるコメントがございました。
1:21:23	第 65 条につきましては、第 1 項に二つの計画がございますと、一つは、被ばく管理の評価に関する計画、
1:21:33	それからもう一つ最新の知見についてそろえるための試験の計画というふうになっておりて今の現状の第 2 項以降ではPDCAの話が書いておるんですが、現状の記載だと両方の計画のこと言ってるように読めるということで、
1:21:51	第 1 項の試験の計画のほうを、基本的に分けると、
1:21:56	それから全体の被ばく管理の評価に関する計画等試験の計画についてPDCAについて少しオウミ重みが違うだろうということで、後者のほうにつきましては、計画と実施。
1:22:15	については期待するんだけど、少し全体の評価とは分けた形で記載すると。
1:22:23	それから、試験の計画については市も明確にせよというふうなご意見もいただいております。
1:22:31	それから現状の第 1 項の中では、次の各号に定める最新の知見を踏まえてというふうに書いておりますが、5 分けることによって計画を分けることによって、少し何ですかね。現状以下

1:22:47	に定めている(1)から(2)、それからそれ以外のものも読めるように、記載を工夫するというふうにコメントいただいています。
1:22:57	それから最後添付白いの添付書類の3-6ページの区域区分に関する整合性が整合性等の欄の記載でございますけども、前は第38兆に関する記載。
1:23:13	でしたが今回の第46条の線量当量等の測定のほうに移したということによってちょっと測定との観点で少し記載の充実を図るべきとそれから他の施設との層位だとか、
1:23:29	違う点の理由、その辺りはもう少しわかりやすく記載して、
1:23:34	倉崎とこういったコメントをいただいているかと思っております。
1:23:40	はい、コメント以上かと思いますがよろしいでしょうか。
1:23:45	規制庁のスゴウですし、私からは特にはないですか。よろしいでしょうか。
1:23:54	規制庁コサクです。項目は構わないんですけど、言葉じりが気になったので一応申し上げておきますが、ヒアリングは
1:24:04	改善を求めることはしませんので、一応理由、なぜこうしているのかの理由を確認し、その理由のことであればこういう方法もあるのではないかと考えてますかという質問をし、
1:24:19	こうしますというのが原燃から言われたと。
1:24:23	ということだと思っています。一応そうであるように私は文言を気をつけて話をしたつもりではあるんですけど、誤解を与えていたとまだお許しいただければと思いますので、
1:24:41	その認識を原燃もそういうふうに思っていたければと思いますし、
1:24:46	そちらの振り返りの表現も気をつけて発言いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。
1:24:55	日本原燃のクマガイです。大変失礼いたしました。承知いたしました。
1:25:02	規制庁のスゴウで政党それでは本日のコメント踏まえて資料修正いただければと思いますが、特高の提出Ⅱはいつぐらいになりそうでしょうか。
1:25:26	日本原燃埋設のフルタです。今日ほかの比較的具体的なところのイメージ持ってきましたので、今日12月の
1:25:38	資料を提出させていただきたいと思っておりますので、その上でですが差し支えなければ月曜日に補正できればというふうに考えておりますがいかがでしょうか。
1:25:53	規制庁のスゴウです。
1:25:57	補正資料についてはアマノ今回今日のコメント対応もそうなんですけれども、補正のものとかについてはもう、今回の今日のコメントはそんなにはないんです。

1:26:16	数は少ないんであれなんですけど。
1:26:18	中身の精査みたいなものはもう住んでいらっしゃるっていうような理解でよろしいですか。
1:26:33	日本原燃埋設のフルタでございます。今日コメントいただいたところは当然修正いたしますけど、基本的に精査生まれるしております。以上です。
1:26:45	はい、部長コサクですけどすみません今日変更がないところは精査ができてますっていうのはそれはそうだと思うんですけど。
1:26:54	今日変更する話になったところの精査。
1:26:59	3つとやって補正をしていただきたいということです。
1:27:06	非常時等の定義のところは形式的なので、さほど問題はないと思うんですけど、定期的な評価のところは少し頭の整理が、
1:27:20	十分できてなかったような感じがして、
1:27:23	それをしっかりと関係者認識をして設定をしていただきたいんです。
1:27:30	よね。そういうのはあれなんですかね明日1日で関係者の意識認識そろえられるっていうことですかね。
1:27:41	日本原燃埋設のフルタです。
1:27:44	関係者で今日中にちゃんと精査して確認するといった形で考えてございます。
1:27:51	はい、規制庁補足ですこれくれぐれもそういうプロセスを省いて対応することのないようによろしくお願いします。以上です。
1:28:03	規制庁のスゴウですとその他全体通して何かコメント等ありました数でしょうか。
1:28:15	原電からもよろしいですか。
1:28:19	日本原燃埋設フルタです結構です。
1:28:22	規制庁のそれではこれで本日のヒアリングを終わりにしたいと思いますがいかがよろしいですかね。
1:28:32	はい。以上で本日のヒアリングは終わりにしますありがとうございました。